

改正案	現行
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 体内植込型医療用データ伝送(体内に植込まれた医療機器から得た情報を体内に植込まれた無線設備と体外の無線設備との間又は体外の無線設備相互間で行うデータ伝送をいう。)用及び体内植込型医療用遠隔計測(体内に植込まれた医療機器から得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。)用で使用するものであつて、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>三 主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行うものであつて、F一D、F二D若しくはG一D電波四二六・二五MHz以上四二六・八三七五MHz以下の周波数のうち、四二六・二五MHz及び四二六・二五MHzに一一・五kHzの整数倍を加えたもの(占有周波数帯幅が八・五kHz以下の場合に限る。)又は四二六・二六二五MHz及び四二六・二六二五MHzに二五kHzの整数倍を加えたもの(占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下の場合に限る。)を使用し、かつ、空中線電力が一ワット以下であるもの(以下「小電力セキュリティシステムの無線局」という。)</p> <p>四 十 (略)</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 体内植込型医療用データ伝送(体内の無線設備と体外の無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。)用及び体内植込型医療用遠隔計測(体内の無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。)用で使用するものであつて、四〇五MHzを超え四〇二MHzを超え</p> <p>(4) (略)</p> <p>三 主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行うものであつて、F一D、F二D若しくはG一D電波四二六・二五MHz以上四二六・八三七五MHz以下の周波数のうち、四二六・二五MHz及び四二六・二五MHzに一一・五kHzの整数倍を加えたもの(占有周波数帯幅が八・五kHz以下の場合に限る。)又は四二六・二六二五MHz及び四二六・二六二五MHzに二五kHzの整数倍を加えたもの(占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下の場合に限る。)を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの(以下「小電力セキュリティシステムの無線局」という。)</p> <p>四 十 (略)</p>

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

b>

（空中線電力の許容偏差）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限 (パーセント)	下限 (パーセント)
一〇七 (略)	(略)	(略)
八 次に掲げる送信設備	二〇	(略)
(一) アマチュア局の送信設備		
(二) 一四二・九 MHz を超え一四二・九九 MHz 以下、一六九・三九 MHz を超え一六九・八一 MHz 以下、三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下、 <u>四〇一 MHz を超え四〇二 MHz 以下、四〇五 MHz を超え四〇六 MHz 以下</u> 又は四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備		
(三) 超広帯域無線システムの無線局の送信設備		
九〇十八 (略)	(略)	(略)

送信設備	許容偏差	
	上限 (パーセント)	下限 (パーセント)
一〇七 (略)	(略)	(略)
八 次に掲げる送信設備	二〇	(略)
(一) アマチュア局の送信設備		
(二) 一四二・九 MHz を超え一四二・九九 MHz 以下、一六九・三九 MHz を超え一六九・八一 MHz 以下、三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下又は四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備		
(三) 超広帯域無線システムの無線局の送信設備		
九〇十八 (略)	(略)	(略)

二〇四 (略)

二〇四 (略)

（副次的に発する電波等の限度）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

二〇六 (略)

二〇六 (略)

17 四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18 〽 29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの
- イ 〽 (略)

二 (略)

三 四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと
- ロ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ハ 体内無線設備(体内に植え込まれた)又は一時的に留置された状態において使用される無線設備であつて、体外に設置される無線制御設備(以下この号において「体外無線制御設備」という。)又は受信設備との間で無線通信を行うものをいう。以下この号において同じ。)及び体外無線設備(人体部位の表面等の体外に設置された状態において使用される無線設備(体外無線制御設備を除く。))をいう。以下この号において同じ。)は、体外無線制御設備の制御により電波を放射するものであること。ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信を行う場合その他総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備又は体外無線設備を使用して通信を行う場合に於ては、この限りでない。

ニ 次に掲げる技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。

ただし、体外無線制御設備の制御により電波を放射する体内無線設備又は体外無線設備及び四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備又は体外無線

17 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18 〽 29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの
- イ 〽 (略)

二 (略)

三 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと
- ロ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ハ 体内無線設備(生体内に植え込まれた状態)又は一時的に留置された状態において使用される無線設備であつて、生体外に設置される無線制御設備(以下この号において「体外無線制御設備」という。)又は受信設備との間で無線通信を行うものをいう。以下この号において同じ。)は、体外無線制御設備の制御により電波を放射するものであること。ただし、生体又は機器の異常等に関して急を要する通信を行う場合その他総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を使用して通信を行う場合に於ては、この限りでない。

ニ 体外無線制御設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。

設備のうち等価平方輻射電力が二五〇ナワット以下のものについてはこの限りでない。

- (1) キャリアセンスは、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合、当該受信した周波数帯域における電波の発射を行わないものであること。ただし、**四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数帯域又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下**の周波数帯域において、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合は、当該受信入力電力が最低値となる周波数帯域において、電波を発射することができる。

1010gB-150+Gデジベル (1ミリワットを0デジベルとする。)

Bは、通信状態における最大輻射帯域幅 (体内無線設備、**体外無線設備**又は体外無線制御設備が輻射する帯域幅であつて、最大変調時における輻射電力の最大値からの減衰量が20デジベルとなる上限及び下限の周波数幅 (単位Hz) のいずれか最大のものをいう。以下この号において同じ。) とし、Gは、受信空中線の絶対利得とする。

- (2) キャリアセンスの受信帯域幅は、最大輻射帯域幅の値以上であること。
- (3) 一の周波数当たりにおけるキャリアセンスの受信時間は一〇ミリ秒以上であり、かつ、**四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数**におけるキャリアセンスの掃引繰り返し時間は五秒以下であること。
- (4) 通信中に他の無線局からの混信により、正常な通信ができない場合に備え、代替チャネルを最初の通信接続時に選択する機能を有することができる。
- (5) 代替チャネルは、(1)から(3)までに規定するキャリアセンスを行つて選択されるものとし、代替チャネルにより送信する場合は、送信前に再度キャリアセンスを行うものとする。この場合において、そのキャリアセンスの受信入力電力は、代替チャネルの選択時におけるキャリアセンスの受信入力電力に比べ六デシベル以上高くなつてはならない。

ホ 通信接続時間が五秒以上中断された場合は、送信を停止すること。

- (1) キャリアセンスは、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合、当該受信した周波数帯域における電波の発射を行わないものであること。ただし、**四〇二MHzを超え四〇五MHz以下のすべての周波数帯域**において、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合は、当該受信入力電力が最低値となる周波数帯域において、電波を発射することができる。

1010gB-150+Gデジベル (1ミリワットを0デジベルとする。)

Bは、通信状態における最大輻射帯域幅 (体内無線設備又は**体外無線制御設備**が輻射する帯域幅であつて、最大変調時における輻射電力の最大値からの減衰量が20デジベルとなる上限及び下限の周波数幅 (単位Hz) のいずれか最大のものをいう。以下この号において同じ。) とし、Gは、受信空中線の絶対利得とする。

- (2) キャリアセンスの受信帯域幅は、最大輻射帯域幅の値以上であること。
- (3) 一の周波数当たりにおけるキャリアセンスの受信時間は一〇ミリ秒以上であり、かつ、**四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数**におけるキャリアセンスの掃引繰り返し時間は五秒以下であること。
- (4) 通信中に他の無線局からの混信により、正常な通信ができない場合に備え、代替チャネルを最初の通信接続時に選択する機能を有することができる。
- (5) 代替チャネルは、(1)から(3)までに規定するキャリアセンスを行つて選択されるものとし、代替チャネルにより送信する場合は、送信前に再度キャリアセンスを行うものとする。この場合において、そのキャリアセンスの受信入力電力は、代替チャネルの選択時におけるキャリアセンスの受信入力電力に比べ六デシベル以上高くなつてはならない。

ホ 通信接続時間が五秒以上中断された場合は、送信を停止すること。

(小電力セキユリテイシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の十七 小電力セキユリテイシステムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 電波を放射してから三秒以内にその放射を停止し、かつ、二秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を放射してから三秒以内に再送信を行う場合は、送信休止時間を設けずに送信を行うことができるものとする。

五 (略)

六 送信空中線は、次の技術的条件に適合すること。

(1) 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値を超える場合はその超えた分を空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

(2) 送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。

別表第一号 (第5条関係)

周波数許容偏差の表 (略)

注 1〜33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHz z を超え315.25MHz z 以下、401MHz z を超え406MHz z 以下、433.67MHz z を超え434.17MHz z 以下、2,400MHz z 以上2,483.5MHz z 以下、10.5GHz z を超え10.55GHz z 以下、24.05GHz z を超え

(小電力セキユリテイシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の十七 小電力セキユリテイシステムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 給電線及び接地装置を有しないこと。

五 電波を放射してから三秒以内にその放射を停止し、かつ、二秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数許容偏差の表 (略)

注 1〜33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHz z を超え315.25MHz z 以下、402MHz z を超え405MHz z 以下、433.67MHz z を超え434.17MHz z 以下、2,400MHz z 以上2,483.5MHz z 以下、10.5GHz z を超え10.55GHz z 以下、24.05GHz z を超え

24. 25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～54 (略)

24. 25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～54 (略)